

## 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部改正について

### I 改正の内容

- 社会保険の保険料は、被保険者の報酬月額及び賞与額に基づいて、労働保険の保険料は、労働者の賃金総額に基づいて決定されるが、報酬、賞与又は賃金（以下「報酬等」という。）の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合には、その現物給与の価額について、厚生労働大臣がその地方の時価によって定めることとされている。

これに基づき、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号）により、食事で支払われる報酬等の価額が都道府県ごとに定められている。

- 社会保険においては、適用事業所の事業主が、当該適用事業所に使用される被保険者の資格の取得・喪失及び報酬月額・賞与額に関する事項を年金事務所に届け出ることとされていることから、従業員の指揮監督、報酬の支払い等の人事・労務管理が実際に行われている単位を 1 つの適用事業所として取り扱うこととされている。

また、支店等も含めて 1 つの適用事業所とされている事業所にあつては、支店等に勤務する被保険者に係る現物給与について、本社の所在地が属する都道府県の現物給与の価額を適用する取扱いになっている。

現物給与の価額については、本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、このような支店等における現物給与の価額の適用についても、実際の勤務地が属する都道府県の現物給与の価額を適用するものとするよう、従来の取扱いを改めることとする。

- 労働保険においては、出張所、支所等で、規模が小さく、その上部組織との関連や事務能力からみて独立性がないものについては、その上部組織及び出張所等は 1 つの適用事業所として取り扱われていた。

今般、このような出張所等における現物給与の価額の適用についても、実際の勤務地が属する都道府県の現物給与の価額を適用するものとするよう、新たに取扱いを示すこととする。

- このため、実際の勤務地が属する都道府県の現物給与の価額を適用することが原則となるよう、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に所要の改正を行う。

#### <根拠条文>

- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 46 条第 1 項
- ・ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 22 条
- ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条
- ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項

### II 公布日及び適用日

公布日：平成 25 年 1 月下旬（予定）

適用日：平成 25 年 4 月 1 日（予定）

## <現物給与の価額の適用についての課題>

第3回 社会保険料・労働保険料の賦課対象となる報酬等の範囲に関する検討会資料（平成24年9月28日）一部修正

### ○ 複数の支店がある場合、現物給与の価額の適用について取扱いが異なっている。

#### (1) 一括適用事業所の被保険者

勤務地（現に使用される事業所）の都道府県の現物給与の価額を適用

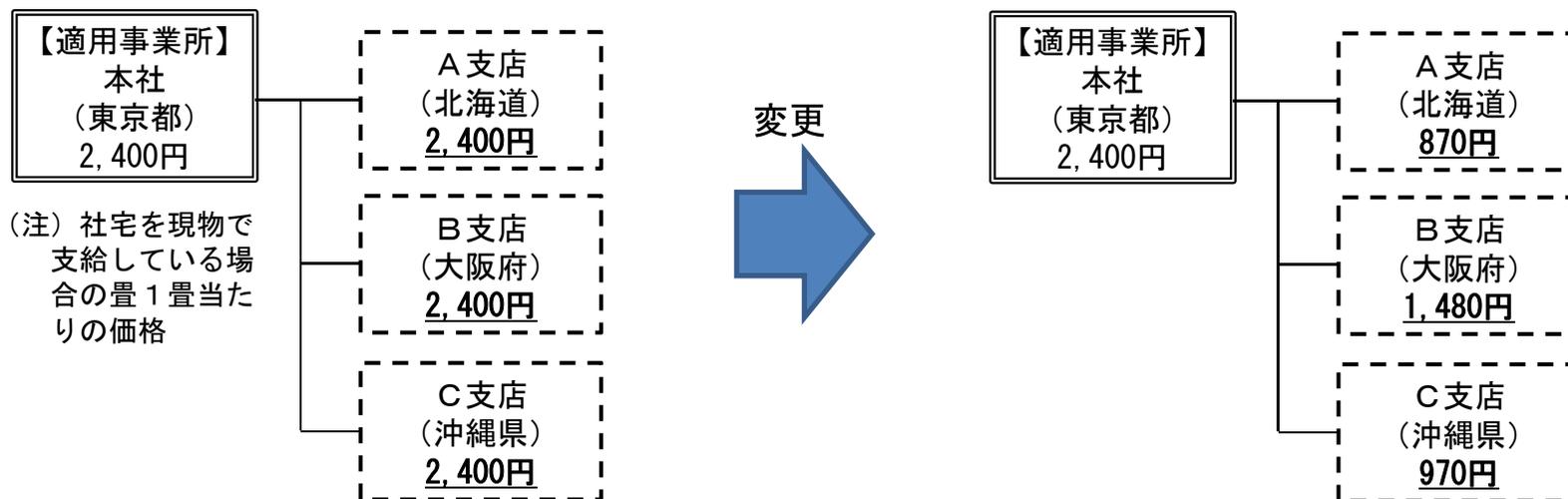
#### (2) 本社で人事労務管理を行っている被保険者（（1）を除く。）

適用事業所となっている本社の所在地の現物給与の価額を適用

## <対応案>

### ○ 現物給与の価額の適用については、生活実態に近い価額とする観点から上記（2）についても勤務地（現に使用される事業所）の都道府県の現物給与の価額を適用する。

※ 事業主の事務処理に変更が生じることとなるため、十分な周知を図り、理解を得て実施していくことが必要。



## 参照条文

### 健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

（現物給与の価額）

第46条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める。

2 （略）

### 厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成24年厚生労働省告示第36号）

健康保険法第46条第1項（略）の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、次の各号に掲げる健康保険法第3条第5項（略）に規定する報酬（略）のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める価額とする。

一 食事で支払われる報酬等 次の表の第一欄に掲げる都道府県ごとに、食事提供の頻度に応じて第二欄から第六欄までに定める額

都道府県名	一人一月当たりの食事の額	一人一日当たりの食事の額	一人一日当たりの朝食のみの額	一人一日当たりの昼食のみの額	一人一日当たりの夕食のみの額
北海道	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

二 住宅で支払われる報酬等 次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ下欄に定める額

都道府県名	一人一月当たりの住宅の利益の額
北海道	畳一畳につき八七〇円
（略）	（略）

三 前二号に掲げる種類以外の報酬等 時価